

働き方ASU－NET 第14回総会議案

2026年6月26日(金)

18時30分～

NPO法人 働き方 ASU-NET

2026年6月26日版

【働き方ASU-NET 第14回定期総会 式次第】

- ・ 開会あいさつ
- ・ 司会・議長 選出
- ・ 第1号議案提案 活動報告・決算報告・会計監査報告
- ・ 第2号議案提案 活動方針・予算案
- ・ 第3号議案提案 役員改選案
- ・ 一括討論
- ・ 第1～3号議案採択
- ・ 議長降任挨拶
- ・ 閉会挨拶

働き方ASU-NET 第14回総会議案書

○第1号議案

2025年度 活動報告（案）

◇ はじめに 情勢と活動の概要

2000年代までの市場原理を重視し規制緩和を進める政策が、世界各国で貧困、格差、不安定労働を拡大してきました。日本では、さらに深刻な少子・高齢化、労働力減少など、社会自体の持続への不安も高まっています。国際的には既に2010年代後半から巨大企業がもたらす弊害を是正する気運が高まり、国連は2015年に全会一致で合意したSDGsで、その目標1「貧困をなくそう」や目標8「働きがいも経済成長も」に基づき構造的な改革と緊急支援の課題を明らかにしてきました。新自由主義の旗振り役であったOECDも2015～2019年に格差・貧困の是正、労働組合重視へ大きく舵を切ったのです。

しかし、2020年代に入って、パンデミック、経済危機が深まる中で、新たな逆流が強まってきました。ロシアのウクライナ侵攻、アメリカ・イスラエルのイラン侵攻など、国際法を無視する大国の軍事行動が世界の平和や秩序を破壊して予測不可能な状況が強まっています。そのため各国での格差是正や貧困克服などを求める動きは壁にぶつかろうとしています。逆に、格差や貧困問題から目をそらせ、代わりに国家や民族的な対立に焦点をすり替える動きが広がろうとしています。日本でも、平和、人権を保障し、差別のない平等な社会を目指す労働組合や市民の自由な運動や活動を抑圧する動きが強まっています。

こうした情勢の中で、昨年10月に発足し、2月の総選挙で圧倒的多数与党となった高市政権は、労働者の健康と生命を脅かす方向へ労働政策を逆行させようとしています。高市氏が自民党総裁選直後に放った「私自身もワークライフバランスという言葉捨てます。働いて、働いて、働いて…」という発言は、過労死をなくすために積み重ねてきた多くの人々の努力を根底から否定するものです。政権発足後、高市首相は厚労大臣に対し、労働時間規制の緩和を検討するよう指示を出しました。とくに、多くの過労死や過労自死を引き起こして弊害が明らかになった「裁量労働制」を経済界の要望を受けて対象拡大しようとしています。

政府は「労働時間を増やしたいというニーズがある」という口実で制度見直しを正当化しようとしています。厚労省自身の調査でも、労働時間を増やしたい人は10.5%に過ぎず、その多くは「生活が苦しいためもっと稼がざるを得ない」という経済的理由によるものです。生活苦を逆手に取り、労働時間規制を後退させようとする政権の姿勢は許せません。4月以降、使用者側に偏った「日本成長戦略会議労働市場改革分科会」では、労働基準法の最低基準を骨抜きにする「デロゲーション(適用除外・緩和)」などを数ヶ月の議論を経て法制化することが予想されています。

私たちは、憲法が保障する働く人の基本的人権を重視してきましたが、高市首相は、4月12日、「時が来た！」と憲法改正の具体的な日程を示す発言をしました。国会では改正発議に向けての議論が加速されています。私たちの社会の基本であった「平和、人権、国民主権」の理念が大きく崩され、重要な労働権や生存権の保障が一層形骸化しかねない緊迫した状況が強まっています。

◇第13回総会

○第13回定期総会を以下のように行いました。

日時：2025年6月19日(水)18時30分～20時

場所：大阪市中央区瓦町171 エスペランサ瓦町4階「アイクルの部屋」

出席数： 55名（うち会場参加 11名、オンライン参加 5名、委任状 39名） 会員数：97 名

第1号議案 2024年度 活動報告・決算報告・会計監査報告

第2号議案 2025年度 活動方針・予算案

第3号議案 役員改選案

提出議案は全て可決されました。

（定款第 26 条の総会成立要件、会員数の4分の1以上の出席を満たしています）

○総会に先立ち、18時より理事会を行いました。総会后、懇親会を行いました。

○討論では、大阪をめぐる情勢の補足、生活保護裁判の報告、海外労働連絡会の紹介などの発言がありました。

◇事務局会議

2025年度の事務局会議の開催状況は以下のとおりです。

回	日時・形態	人	議 題
1	7月28日（月） 18:30～、Zoom	10	①総会の振り返り ②参院選による情勢の変化 ③HP の改定 ④労働相談について ⑤事務局活動について
2	9月10日（水） 18:30～、Zoom	9	①新 HP のガイダンス ②各運動の報告 ③HP リニューアル記念のとりくみについて
3	10月17日（水） 18:30～、Zoom	9	①HP リニューアル記念講演会の開催 ②労働相談について ③公開学習交流会について
4	11月11日（火） 18:30～、Zoom	14	①ワードプレス操作アドバンス編(1) ②HP リニューアル記念講演会の準備 ③労働相談について ④高市首相発言 反対する声明について
5	1月13日（火） 18:30～、Zoom	9	①和歌山公益通報事件の概要(学習) ②HP リニューアル記念講演会の振り返り ③第33回つどいの開催
6	2月6日（金） 18:30～、Zoom	10	①ワードプレス操作アドバンス編(2) ②第33回つどいの企画について
7	3月5日（木） 18:30～Zoom	10	①ワードプレス操作アドバンス編(3) ②各運動の報告 ③総選挙後の情勢 ④第33回つどいの準備
8	4月6日（月） 18:30～Zoom	10	①ワードプレス操作アドバンス編(4) ②第33回つどいの振り返り ③総会準備について ④総会議案の分担
9	5月19日（火） 18:30～、Zoom		①総会議案の討議 ③総会準備

◇ASUNET 主催のつどい・講座等

□ 第33回つどい

第33回つどいは2026年3月27日、エルおおさかで開催されました。今回は「公益通報（内部告発）者は本当に守られているか？ ～問題だらけの公益通報制度を考える～」のタイトルで、内部告発者が苦しめられた実際の事件をもとに公益通報制度の現状と問題点についてシンポジウムをおこないました。会場とオンライン合わせて46名、うちマスメディア（新聞社）から7名参加されました。

○シンポジウムの基調講演は、奥山俊宏さん（上智大学教授）による「公益通報制度の現状と問題点―兵庫県内部通報制度の現状と問題点にも触れて―」でした。

最初に公益通報制度の歴史を新聞報道などで振り返り、日本では2000年代に入って企業の不祥事が内部告発で相次いで発覚したことから、2004年に公益通報者保護法が初めて制定されたが、米国では1970年

代から内部告発者保護法制が発展したことをスペースシャトルチャレンジャーの爆発事故などの事例を挙げて紹介されました。

内部告発者保護法制には「米国流」と「英国流」があり、アメリカは告発者の保護を図ったうえで外部行政組織（労働省）による強力な権限に基づく取り締まり、報奨金の授与、行政や報道機関等への告発を奨励。内部告発者をモデルにした映画が公開されるなどヒーロー扱いをする風潮にある。一方、イギリスは公益開示法（1998 年）以降、組織内部での自浄作用を促し、ナチスドイツ下の密告社会の再来をけん制する事情から行政や報道機関等外部組織への通報に対しては抑制的であり、報奨金制度は設けていないと説明。日本は英国流の「公益通報者保護法」を 2004 年に制定したが、2020 年と 2025 年 6 月の改正を経て米国流を取り入れていく方向です。

兵庫県内部告發文書問題について、「内部告発者は自分を犠牲にしても『公共の利益』のために告発するのに対し、密告者は『御上の利益』のためにそれをおこなう」と喝破されました。

○事例報告の 1 番目は和歌山市職員公益通報後自殺事件。原告の岩橋啓子さんから、和歌山市役所職員だった長男が旧同和地区にある児童館で長年に渡る不正な補助金取得を目的とした捏造や不正書類作成を上司から指示された事を理由に体調不良となり、求職願の中で「公益通報」をおこなったのに取り上げられず、逆に復職後の人事でその上司と同じフロアーへの配転を命じられたことを苦に自死されたことを報告し、支援を訴えられました。また、弁護団の芝野友樹弁護士が事件の概要について詳細に報告し、労災認定基準に「公益通報」がない事を指摘されました。

○事例報告の 2 番目は私立大学附属高校教諭から、産業医による職場巡視の法定回数未達に関する是正要求に対する大学執行部の拒否に関連して、学内窓口への内部告発による報復人事がおこなわれたことを紹介されました。法律による罰則と実際の運用が解離しており、対象が解雇・懲戒に限られ、報復的な配転人事やハラスメント等への規制がないと、現行制度の構造的な問題点について指摘されました。

○参加者の討論では、堺地域労組から「20 年前の『いずみ市民生協事件』を現時点で振り返って教訓としたい」、ASU - NET 理事の脇田滋龍谷大名誉教授から「日本と韓国の公益通報者保護制度を比較すると、韓国では市民団体の改正要求が反映されて大幅に改正されている」と発言がありました。

また、奥山教授がすべての報告・発言に対してコメントを述べられました。

□ 「ホームページリニューアル記念講演会」

2026 年 11 月 28 日、「ホームページリニューアル記念講演会」をオンラインにて開催いたしました。当日はオンラインにて、多数の方にご参加いただき、充実した学びと交流の場となりました。

誰もがインターネットを通じて手軽に情報へアクセスできる現代ですが、情報が溢れているからこそ、働く人々にとっての「真の情報」が強く求められています。働き方 ASU-NET はこうした社会のニーズに応えるべく、ホームページを大幅にリニューアルしました。新サイトでは、①耳寄りなイベント情報をいち早く知らせる、②なんでも労働相談に応える、③蓄積された豊富な情報・資料を使いやすく公開する、という 3 つの目的を掲げています。本講演会は、当サイトが「働く人に真の情報を届けるプラットフォーム」として生まれ変わったことを記念して企画されました。

メイン企画では、北海学園大学経済学部教授の川村雅則さんをゲストにお招きし、「北海道労働情報 NAVI のめざすもの」と題してご講演いただきました。川村さんは、「北海道労働情報 NAVI」を通じて働く人々に有益な情報を発信し続けてきたご経験から、労働問題における迅速かつ正確な情報提供の重要性や、困難を抱える労働者に情報を届けるための工夫について語られました。参加者からは、今後の

ASU-NETの情報発信活動において大きな指針になるという声が上がりました。

続いて、リニューアルされたホームページの掲載記事を活用した2本の報告が行われました。

まずは、龍谷大学名誉教授であり当会理事の脇田滋さんより、「世界の労働政策の変化」についての報告がありました。グローバル化が進む中での労働環境をめぐる最新の動向について、AIを活用したパワーポイントを用いて、ホームページ上の資料を紐解きながら、日本における課題と照らし合わせて分かりやすく解説していただきました。

次に、全大阪生活と健康を守る会連合会の大口耕吉郎さんより、「生活保護引き下げ違憲訴訟 勝利判決」についての報告がありました。生存権を守るための画期的な勝利判決の意義と、その背景にある運動の成果について、現場の視点から熱意を込めてお話いただきました。

今回の「つどい」を通じて、新ホームページが持つ「情報プラットフォーム」としての可能性を参加者の皆様と共有することができました。働き方 ASU-NET として、今後も労働者の働き方の改善、貧困・格差の是正を目指し、さらに充実した情報発信に努めていくことを確認しました。

◇研究会活動

□森岡ゼミ

「森岡ゼミ」は、森岡孝二先生の関西大学大学院ゼミを、先生の退職後も「働き方 ASU-NET」において継承して開催してきました。主に経済学に関する本をテキストに行ってきました。森岡先生が亡くなられた後も、継続して月に1回開催しています。

毎月：第3水曜日午後開催 参加者：約5名

*テキスト：渡辺憲正『マルクス物象化論の研究 貨幣・資本の人格変容』

2025年4月16日、5月14日、6月18日、7月16日、9月17日

11月19日、12月17日

*テキスト：佐々木 隆治『マルクス物象化論：資本主義批判としての素材の思想 新版』

2026年1月21日、2月18日、3月18日

※なお、2026年4月からは第3月曜日午後開催に変更しています

□労働時間研究会

毎月第3月曜日の午後6時から、アイクルの部屋で定例会を継続し、2025年度も11回開催しました。参加者は4～5名です。

テキストは「インフレ不況と資本論—新しい福祉国家という出口戦略」(関野秀明著)、「日本経済『没落の真相』 貧困化と産業衰退からどう脱却するか」(村上研一著)を使用しました。

◇労働相談

1 相談件数・相談状況

2025年度においても、非正規労働者・高齢労働者・女性労働者を中心に、20件を超える労働相談が寄せられた。

・相談経路としては、元相談者からの紹介、労働組合関係者からの紹介、NPO 書籍読者から、ホームページ経由（新規）があげられるが、「過去相談者・支援ネットワークからの継続的流入」が主流となっていることが特徴である。

・相談内容も単純な解雇・未払賃金だけでなく、雇止め、高齢者雇用、パワハラ、配置転換、メンタル不調、就業規則の不利益変更、団体交渉、労働委員会案件など、複合化・長期化する傾向がみられた。

2 相談ジャンル別の特徴

（１）非正規雇用・雇止め

今期も最も多かった相談類型の一つである。特に、更新拒否、配転命令を利用した退職誘導、「自己都合退職」扱い、無期転換回避を疑わせる運用などが目立った。

和歌山の介護事業所事案では、パワハラと配転問題が一体化し、実質的な退職強要に近い状況が見られた。

（２）高齢者雇用・再雇用問題

70 歳以降の雇用継続、高齢者再雇用選別、定年新設などの相談が寄せられた。

特に、高齢者雇用法の趣旨を潜脱するような後出し的な定年制度導入、高齢者のみを対象とした退職誘導、再雇用基準の恣意的運用など、制度的問題を含む事案が目立った。

（３）パワハラ・メンタル不調

相談者の多くが、配置転換、評価、上司対応、孤立化などにより精神的な不調を訴えていた。

教職員事案では、公務職場特有の閉鎖性・制度疲労も背景にあり、医療・労組・弁護士連携の必要性が高い案件となった。大阪市内における若手に対するパワハラ案件では当該が持参した録音データの内容が、まさに退職強要を伴う人格否定と評価されるものであり、労働委員会のあっせんを利用した。

（４）若年労働・労基法違反

未成年労働者に対する、長時間労働、無賃労働、深夜労働、損害賠償威嚇など、重大な法違反を含む相談も寄せられた。

（５）団体交渉・労働委員会案件

今期も、個別相談を超えて、労働局あっせん申立、団体交渉、労働委員会申立へ発展する案件もあった。

M 社案件では、大阪府労働委員会への申立を実施し、現在も継続中である。

3 相談対応結果・到達点

今期の相談については、主に以下のような対応・到達となった。

解決・一定改善

復職実現、会社都合退職化、特定理由離職者扱い、有給取得対応

他機関・他団体連携

労働組合（地域労組おおさか、京都ユニオン、全労協）、弁護士、労働局・労働委員会、医療機関などへの接続を実施。

継続案件

団体交渉継続、労働委員会案件、証拠収集中案件、当事者検討中案件も複数存在する。

また、精神的負担や家族事情などから、「争いたくないが納得できない」という相談者も多く、法的正解だけでなく、生活・心理面を踏まえた支援の必要性を改めて感じた。

4 ピックアップ事例紹介

案件・地域	特徴・経過	顛末
非正規雇止め（京都・福知山）	非正規労働者の雇止め案件。団体交渉希望あり。	京都ユニオンを紹介。
メンタル不調と復職（京都・宮津）	異動先でメンタル不調となり傷病手当金受給。	復職可能診断書取得等を助言し、その後復職。
高齢者再雇用・労働委員会（大阪）	高齢者再雇用を巡る団交案件。	会社側による再雇用選別条項・資料開示拒否が問題化し、大阪府労働委員会へ申立。
パワハラ・配転・雇止め（和歌山）	介護施設勤務の非正規労働者。配転命令とパワハラが重なり、退職強要に近い状態。	録音・就業規則問題も含め、団交を視野に対応。
未成年労働・重大労基法違反（大阪）	16 歳労働者に対する無賃労働・深夜労働・損害賠償威嚇案件。	警察対応・組合対応を助言。
教職員パワハラ（東京）	都立高校教員からの相談。管理職による威圧的指導・評価により精神的不調。	証拠収集、医療機関受診、労組・弁護士連携等を助言。
若手正社員に対するパワハラ（大阪）	大阪市内における若手に対するパワハラ案件（退職強要を伴う）	労働委員会の「あっせん」を利用した。社長に、退職強要やパワハラの禁止を約束させるなどをして解決。
73 歳パート労働者・定年新設問題（大阪）	従来定年制度のなかった会社が、後から「70 歳定年」を導入。73 歳労働者に対する適用の適法性が争点となった。	会社都合退職・不利益変更問題として助言。

◇闘い・取り組みの支援

□公益通報・内部告発の問題提起と通報者支援

和歌山事案は、和歌山市役所職員（当時 28 歳）が 2018 年に「平井児童館」で交付金の不正受給と不正書類作成の指示を拒否したことに端を発します。適応障害で休職中に上司らに公益通報し、市の調査で約 2,000 万円の不正受給が認定されたものの関係職員の処分は軽く、2020 年 4 月に重い処分を受けた職員の一人が本人の隣の課に配置転換されたことを報復の始まりと感じ絶望し、同年 6 月 25 日に自死されました。2024 年 7 月、ご遺族の働きかけにより和歌山市公正職務審査会が審査を開始し、2025 年 6 月、審査会は人事配置やフォローアップの欠如を「不適切」と認定、同月ご遺族は損害賠償請求訴訟を提起されました。弁護団は、安全配慮義務違反や労災認定における心理的負荷の評価を争点に闘いを続けています。

関西大学事案は、月 1 回の実施が義務付けられている産業医の職場巡視（労働安全衛生法第 13 条・同規則第 15 条）が 2014 年以降 11 年間にわたり半年に 1 回程度しか実施されていない違法状態について、森川教諭が安

全衛生委員会で 68 回を超えて是正要求しても改善されなかったため、2024 年 11 月に学内公益通報窓口へ通報したものです。2025 年 2 月には関西大学公益通報者保護委員会が労働安全衛生法違反を認定し、法人に是正措置を指示しました。しかし、被通報者である T 常務理事の部下である O 氏が、森川教諭の正当な是正抗議活動を「ハラスメント」として申し立て、その申立書に森川教諭の通報意向を記載することで、通報意向が多数の関係者に共有される事態となりました。さらに通報情報は学内法務課から防止委員長を経由して T 常務理事に漏洩し、T 常務理事自身が利害関係のある弁護士（元検事、法科大学院客員教授）らを調査委員に任命するという利益相反のもとで調査が進められ、2025 年 10 月 22 日付の調査報告書は森川教諭の行為に「譴責処分は免れない」と結論付けました。守秘義務違反、被通報者による調査委員任命、ハラスメント手続きの報復的悪用という、現行制度の根本的欠陥を浮き彫りにした事案です。関西大学教諭組合が 2026 年 4 月 17 日に不当労働行為救済申し立て、6 月 2 日に第 1 回調査が行われました。

今後も和歌山事案・関西大学事案ともに、引き続き当事者・弁護団への支援を継続していきます。

□ ホームページ改定

働き方 ASU-NET の公式ホームページを全面リニューアルしました。

これまでのサイトには、「イベントの開催情報が直感的に分かりにくい」「過去の膨大な記事の中から、欲しい情報がどこにあるのか見つけづらい」「労働相談の申し込みへのハードルが高い」といった課題がありました。働く方々の問題解決には、必要としている情報への「アクセスのしやすさ」が不可欠です。

そこで新たなホームページでは、訪問された方が迷わず迅速に必要な情報へたどり着けるよう、ホームページの改定に向けて、NatsPower の中堀努さんと以下のとおり打合せを重ねました。

- ・ 2024 年 12 月 16 日（月）
- ・ 2025 年 4 月 17 日（木）
- ・ 2025 年 5 月 16 日（金）
- ・ 2025 年 7 月 22 日（火）

その結果、以下の 3 つの柱を軸に構成を大きく刷新しました。

① イベントのお知らせ

今後の催し物や学習会の情報を、トップページからいち早く確認できるように改善しました。また、過去のつどいについても確認しやすいように情報を集約しました。

② 労働相談

悩みを抱える方が迷わず相談窓口へアクセスできるよう、導線をわかりやすく整備し、申し込みフォームを使いやすく見直しました。

③ お役立ち情報

蓄積された豊富な過去記事や労働関連資料を整理・分類し、今知りたい情報をスムーズに引き出せるよう検索性を高めました。

働き方 ASU-NET は、新たなホームページを「真の情報を届けるプラットフォーム」として、これからも労働環境の改善や、貧困・格差の是正に向けて充実した情報発信に努めていく所存です。

□ ヤマハ英語講師ユニオンの支援

4月5日第9回の定期総会が関西合同法律事務所で開催されました。

委任契約から「私たちは労働者!」と雇用契約を求めてユニオンを結成して、はや9年になります。いよいよ今

年は無期転換の講師が誕生します。

大会では無期契約を希望する組合員を確定し、無期雇用となることへの不安や希望を把握して、会社に早く説明の場を持たせるように要求していくことや、無期にあたっての要求書の提出の準備を急ぐことが確認されました。

討論では

- ・物価高騰に見合った賃金引き上げになっていない。
- ・雇用契約 A の人たちがいい前例を作って頑張してほしい。
- ・英語教室の閉鎖等のところもあり事業が縮小しているのではないかと不安がある。
- ・組合費の残高が多いので、組合費の今後の活用等アンケートをとって議論して決めていきたい。組合員拡大にもお金を使っていきたい。
- ・今年は結成から10年になるので、なるべく全員が結集できるイベントができないか、検討する。等オンラインで新潟や九州等からの発言もあり、忌憚ない意見と現状の職場の交流が行われました。そして以下の5つの活動方針を全員一致で採択しました。

- ①安心して働き続けられるより良い職場環境を求める。
- ②労働条件、賃金に個々に不利益が生じないように粘り強く交渉していく。
- ③会社や社会に影響力を持ち、労働環境をよくしていくために組合員の拡充を図る。
- ④講師同士が連携し助け合い講師力を向上させ、マハ英語教室の発展に尽力する。
- ⑤全国の講師とつながり、団結を目指す。

14人の新役員を選出して、今年の活動を新たな気持ちでスタートしました。

ASU-NET は今年も引き続きヤマハ英語講師ユニオンを支援して行きます。

□第13回「なくそう!官製ワーキングプア」大阪集会

「会計年度任用職員はもう限界」

10月4日、エルおおさか(大阪府立労働会館)において、今年で13回となる「なくそう!

官製ワーキングプア」大阪集会が ASU-NET をはじめ8団体と上部団体の違いを乗り越えて、非正規当事者たちが結集した実行委員会形式で開催されました。

当日会場参加は110名、Web 参加、午前中の3つの分科会を合わせると200人近い参加者で大成功でした。

第1分科会は「会計年度任用職員」の現状と課題について3本の報告と意見交換で、2020年施行されてから、問題が噴出し、働く職員の立場からもサービスの受け手である市民にとっても法改正が喫緊の課題であることを明らかにし、各地の取り組みから学び合いました。

第2分科会は「委託・指定管理者・民営化」地方自治体の仕事の外注化がとまりません。

吹田自治都市研究所の岩根良さんから民間委託の全国的な動き、概括的な状況と吹田市の急速に進む委託のリアルな実態を分析して、市民にとってこれでいいのかと、貴重な問題提起をしていただき、今後の取り組みについても意見交換をしました。

第3分科会は、「非正規労働者なんでも交流会」分科会の中では唯一、オンライン参加も可能でどなたでも参加して、自由に実態や意見を出し合い、交流することを目的としています。当事者団体 Voices が進行し、弁護士や学者(竹信、上林、早津先生)からの参加もあり専門的な助言を受けて、法律問題をケース検討する場面もありました。

午後からの全体会では、「公務非正規問題の中核としてのジェンダー」と題して和光大学名誉教授 竹信三恵

子さんに公務非正規差別はジェンダー差別である。自治体が「夫セーフティネット」を最大限利用して安く活用している実態を指摘し、その改善が急務だと呼びかけて大いに共感をよびました。

公共サービスを守っていくためには、今後地方議員との連携をさらに強めて行くことが重要だと位置づけて、今年の集会は大阪府下すべての自治体の全会派に、集会のご案内を届けました。当日は、東京都北区議会議員(立憲民主党)、堺市議会議員(共産党)、宝塚市議会議員(社会民主党)、箕面市議会議員(市民派無所属)、石狩市議会議員(市民派無所属)の5人が「公共サービスと非正規労働」について各自治体における取り組みや今後の展望についてスピーチしていただき、運動が地方レベルから進んでいることを実感しました。

また北海道から川村雅則教授(北海学園大学)などの働きかけにより、「公務非正規問題議員ネット」が広がってきています。難解な会計年度職員の制度や総務省マニュアルなどを学習したり、議会質問の交流、資料のデータベース化等貴重な取り組みが共有されて会員が広がっています。今後全国的な議員ネットとして活躍していただけることを期待しています。昨年の課題をさらに深め発展させていく今年の第14回集会は11月15日エル大阪で開催予定です。ぜひご予定ください。

◇第1号議案 2025年度 決算報告案 収支表

※2026/6/2 提案版		[NPO法人働き方ASU-NET 2025年度 会計資料]	
NPO法人働き方ASU-NET		2025年度決算案(2025年4月1日～2026年4月7日)	
【資産の部】	期末	期初	備考
現金	0	0	
ゆうちょ銀行預金	398,357	452,707	
ゆうちょ振替口座	252,679	575,928	
保証金	0	426,000	
未払金	0	122,506	「アイクルの部屋」家賃+総会議案書印刷代
前払金	0	11,300	会場費:エルおおさか 2025/4/14つどい
立替金	0	1,740	出金ミス(過労死防止学会発送費)
資産合計	651,036	1,345,169	
手持資金	651,036	919,169	
【収入の部】	項目		備考
会費収入	151,000	会員年会費 前期:143,000-	
寄付収入	88,725	前期寄付 67,086.-	
講演会事業収入	33,000	4月14日つどい参加費収入	
書籍販売	0		
雑収入	1,740	立替金:過労死防止学会	
受取利息	309	ゆうちょ預金	
収入合計	274,774		
【支出の部】	項目		備考
講演会謝礼	131,000	4月14日つどい、3月27日つどい	
講演会費	59,000	4月14日つどい、3月27日つどい	
旅費交通費	0		
会議費	2,000	総会議案書作成	
電話代	81,238	電話代:携帯電話への転送電話代を含む	
HP費用	102,850	サーバー費 13,200,-ドメイン料 1,650.-リニューアル 88,000.-	
郵送費	18,950	総会案内・会費請求、返信用ハガキ:郵送	
消耗品費	0		
事務用品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	120,000	アイクル部屋 棚・賃借料 月10,000 × 12	
賛助金	5,000	官製ワーキングブア賛助金	
振込手数料	8,009	郵貯口座	
その他雑費	124,326	印鑑作成・忘年会招待・未払金清算	
損金:保証金	426,000	旧事務所「梅ヶ枝中央ビル」保証金清算	
支出合計	1,078,373		
差引収支高	-803,599		
前期末繰越残高	1,454,635	郵便局口座残高・保証金:計	
前期末払金処理	0	※現会員数(2026-03-31現在): 97名	
今期差引収支額	-803,599	上記金額	(内前年度未納 31名)
次期繰越額	651,036		

◇第1号議案 2025年度 決算報告案 活動計算書

法人名：特定非営利法人働き方ASU-NET

活動計算書

2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	151,000		
賛助会員受取会費	0	151,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	88,725		
施設等受入評価益	0	88,725	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取国庫補助金	0	0	
4. 事業収益			
自主事業収益	33,000		
受託事業収益	0	33,000	
5. その他収益			
受取利息	309		
立替金回収	0		
雑収益	1,740	2,049	
経常収益計			274,774
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講演会費	190,000		
業務委託費	0		
印刷製本費	0		
旅費交通費	0		
会議費	2,000		
通信運搬費	203,038		
地代家賃・賃借料	120,000		
水道光熱費	0		
事務用品・消耗品費	0		
雑費	137,335		
その他経費計	652,373		
事業費計		652,373	
2. 管理費			
(1) 人件費			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費			
消耗品費	0		
旅費交通費	0		
雑費: 損金・保証金	426,000		
その他経費計	426,000		
管理費計		426,000	
経常費用計			1,078,373
当期正味財産増減額			△ 803,599
前期繰越正味財産額			1,454,635
次期繰越正味財産額			651,036

◇第1号議案 2025年度 決算報告案 貸借対照表

法人名：特定非営利法人働き方ASU-NET

貸借対照表

2026 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	651,036		
立替金	0		
青年援助事業用預金	0		
流動資産合計		651,036	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
保証金	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			651,036
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受助成金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		1,345,169	
当期正味財産増減額		△ 694,133	
正味財産合計			651,036
負債及び正味財産合計			651,036

◇第1号議案 2025年度 決算報告案 財産目録

法人名：特定非営利法人働き方ASU-NET

財産目録

2026 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	0		
労働金庫	0		
ゆうちょ銀行普通口座	398,357		
ゆうちょ銀行振替口座	252,679		
前払金・立替金	0		
流動資産合計		651,036	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品			
歴史的資料	評価せず		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
(3) 投資その他の資産			
保証金	0		
	0		
固定資産合計		0	
資産合計			651,036
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
	0		
前受助成金			
民間団体助成事業分	0		
預り金			
源泉所得税	0		
社会保険料	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			651,036

会計監査報告書

NPO 法人働き方 ASU-NET

代表理事 岩城 穰 殿

NPO 法人働き方 ASU-NET の次にかかげる決算報告書

(自 2025 年 4 月 1 日～至 2026 年 3 月 31 日) について会計監査を行なった。

活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録について各々の監査の結果、各帳票、証憑書類ともそれぞれ適正に処理されていることを確認しました。

2026 年 6 月 15 日

監事 武田 裕司



○第2号議案

2026年度 働き方 ASU-NET 活動方針(案)

◇情勢と課題

□平和と憲法をめぐる情勢

ア 世界

この1年で、世界でも日本でも、平和をめぐる情勢はいっそう悪化しました。

ロシアによるウクライナ侵攻は4年目に入りました。イスラエルによるパレスチナのガザ地区への侵攻では、2025年1月に発効した停戦合意は「第2段階」に入っていますが、イスラエル軍によるガザ地区への限定的な攻撃は日常的に続いており、深刻な人道危機が続いています。

これらに加え、2026年2月、トランプ政権のアメリカは、イスラエルと共同してイランに空爆を開始し、最高指導者ハメネイ師を殺害しました。国際法にも違反する明らかな侵略行為です。これに対抗してイランがホルムズ海峡を事実上封鎖したことから、世界的な原油価格の高騰と物流の寸断が引き起こされ、世界経済と人々の暮らしは大打撃を受けています。

日本でも、ナフサなど原油由来の原材料の価格高騰や調達難により、物価の更なる高騰や建築工事の停止など、深刻な事態となっています。

イ 国内

2026年2月の衆院選で、高市氏が率いる自民党が316議席を得る歴史的な大勝を収め、日本維新の会との連立与党で総議席の4分の3(352議席)を占めるに至りました。他方で、衆院選直前に立憲民主党と公明党の衆院議員らが合流して結成した中道改革連合は当選わずか49議席という歴史的惨敗を喫したうえ、共産・れいわ・社民も大幅に議席を減らしたことから、自維連立政権の暴走が始まっています。

すでに日本のインテリジェンス(情報収集・分析)機能を抜本的に強化するための「国家情報会議設置法」が2026年5月27日に可決・成立し、今後、機密漏洩の厳罰化、外国の組織から資金提供を受ける人物を登録させる「外国代理人登録法」、さらには海外で本格的な諜報活動を行う「対外情報庁(日本版CIA)」の創設といった本格的な「スパイ防止法制」の構築が具体化されていく可能性が高くなっています。

さらに、比例代表のみ45議席削減によって民意のいっそうの切り捨てを狙い、さらに高市首相は「時は来た」と叫んで憲法改正に突き進もうとしています。労働分野では、財界の意向を受けて裁量労働制を拡大する改悪が進められようとしています。

他方で、このような高市政権の暴走に対して憤りや危機感を抱く国民も増えてきており、各地で若い世代が中心となって街頭デモが行われるようになってきています。また、2025年10月の自民党総裁選や2026年2月の衆院選において、高市氏の陣営(事務所)が、SNS上で対立候補をおとしめる「誹謗中傷・ネガティブキャンペーン動画」を大量に第三者に発注・拡散させていたのではないかとされる疑惑が連日報道され、上記のような暴走とあわせて、高市政権の脆弱性も露わになっているといえます。

□暮らしと働き方をめぐる情勢

2026年2月に発表された毎月勤労統計調査によると、2025年の実質賃金はマイナス1.3%で4年連続のマイナスとなった。実質賃金のマイナスということは、賃金上昇よりも物価上昇率が上回り、私達の生活水準は低下したことを意味している。

ただし、労働市場は単一でなく階層化している。つまり、大企業労働者はボーナスや初任給の上昇ベアの獲得により、生活水準の低下はより少なくなっており、場合によっては上昇している。しかし、中小企業労働者は賃金上昇の恩恵にあずかれず、さらに非正規雇用労働者は最低賃金上昇が物価上昇に追いつかず生活水準の傾向的低下に苦しめられている。

これは、労働市場の二重構造と呼ばれ、最近では富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるという意味の「K字型経済」などと呼ばれている。社会は分極化し、分断化が進んでいる。アスネットはこの根本に日本社会の異常な働き方があることを認識し、このような社会構造の是正に取り組む。

□大阪の情勢の特徴

1.どんな大阪を選ぶのか—大阪はいま揺れている。

大阪市を廃止して「特別区」に分割する、いわゆる「大阪都」構想の実現へ 3 度目の住民投票を来年4月までに実施しようと狙っている。これに対して「都構想は決着済み」「3度目の住民投票は必要なし」とする市民が激しく対立している。

これまで2015年5月と2020年11月の2回行われた住民投票はいずれも反対多数の民意を示し、15年には橋本徹市長が、2020年には松井一郎市長が「市民に受け入れられずまちがっていた」と政界引退をし「都構想に再挑戦することはない」と言明していた。ところが昨年10月、自民党と維新の会が連立合意をし高市政権が発足した。合意文書に維新が連立の絶体条件として要求したのが「副首都」構想です。26 年の通常国会で関連法案を成立させるとしている。

吉村知事と横山市長は「都構想再挑戦」を掲げ突然の解散総選挙に便乗して2月に出直しダブル選を仕掛け、市民が呆れている中「再挑戦で信を得た」と強弁し、来年4月の任期中に3度目の住民投票を実施するとして、早期の法定協議会の設置を強行した。

今回の法定協議会の正式名称は「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会」で「副首都」という新たな看板で大阪市を廃止して「特別区」を設置することを協議するというもの。過去の2回の法定協議会と異なるのは「大阪府及び大阪市における広域行政を一元化した新たな広域自治体」についても協議の対象にしていることだ。

「都構想」で狙われているのは大阪市の権限・財源・財産が大阪府に吸い上げられ、「特別区」の税収は大阪市の1/3に激減し、府からの財政調整交付金に頼る半人前の自治体になり、住民サービスの低下は必至だ。

一方「都構想」の成長戦略では淀川河川2期事業や夢洲・カジノ関連等巨大開発事業を計画している。

2.「都」構想よりも暮らし応援こそ

府独自の物価対策はなしに等しく、全国一高い介護保険料や国民健康保険料、高い家賃、さらに高騰が予測されるエネルギー等、府民は日々苦しんでいる。

市の貯金にあたる財政調整基金は2015年度の積み残しの 1505 億が、今年度は3098億に倍増している。必要な福祉・教育には金を使わず、これまでに府立高校23校をつぶし、さらに2040年までに32高校を減らす方針が出されている。中学校での給食無償化の要求も切実だ。法定耐用年数を越えた老朽水道管の割合は全国都道府県でワースト1、実に3分の1が老朽管となっている。

また、在阪大企業がこの1年で、内部留保を前年比2兆7500億円増やしたことが明らかにされている。大企業だけが利益を生みだすのではなく、すべての労働者が安心して働き暮らせる大阪にしていくなために、府民の総意で大阪の進路を決めるときです。

◇活動方針

□拡大する貧困・非正規雇用・スキマバイト

近年、物価高、住宅費や学費の高騰、さらに社会保険料の引き上げ、年金、福祉、介護、生活保護など社会保障制度の改悪が進められてきました。一方、賃金や年金の引き上げが追いつかず、実質賃金は長期にわたりマイナスや低迷が続いています。そのため、現在、働く人々の生活の困難が一層厳しくなっています。他方、大企業は空前の利益を上げ、莫大な内部留保を蓄積する一方で、その富は多くの人々には適切に分配されず、格差を是正するはずの社会保障が十分に機能せず、むしろ、歪んだ労働・社会政策によって貧困と格差が構造的に拡大していると指摘されています。こうした労働・社会政策の方向を正すことが重要な課題となっています。

また、民間企業だけでなく、介護、福祉、保育、医療など自治体を含む公共サービス部門で働く人の中で、不安定で低賃金の「会計年度任用職員」や派遣・民間委託が拡大してきました。さらに最近では、これらの部門では劣悪な待遇のために人手不足が深刻になっています。しかし、待遇改善によって人手不足に対応するのではなく、面接や履歴書なしで実態が日雇派遣と変わらない「スキマバイト」の導入が進んでいます。そして、職場の法違反や不正行為を正すために公益通報した労働者が逆に抑圧されるという人権侵害の事例も身近に発生しています。

私たちは、こうした方向をしっかりと監視し、公共サービスの質を確保するためにも、不安定で劣悪な雇用・就労形態でなく、安定した常用雇用の拡大を進める必要性を訴えます。また、人間らしく働き暮らせる社会、労働者が声を上げることが出来る職場を実現するための積極的で活発な社会的発信や取り組みを進めます。

□フリーランス・雇用類似の働き方問題について

近年、労働関係に AI の影響が現れている。具体的にはウーバー・イーツに代表されるフードデリバリーや、Amazon の配達業務である。これらの業務では人間が指揮・命令するのではなく、AI が人々を指揮・命令する。そのため、これらの企業は、通常の労使関係でなく、働く人々を労働者でなく、自営業者であると主張する。自営業者は労働者と異なり、労働法の保護規定の対象外となる。日本では、このような事態に対応するために 2024 年 11 月に通称、フリーランス保護法が施行された。

このような状態に対して、フードデリバリーで働く人や Amazon の配達業務をおこなう労働者は、自らを「労組法上の」「労基法上の」労働者として、主張し労使紛争が発生した。

これらの紛争において、2022 年 11 月に東京都労働委員会はウーバー・イーツの配達員を、労組法上の労働者として認め、ウーバー・イーツに団体交渉を命じた。2023 年 10 月、Amazon の配達業務をおこなう労働者のけがに対して、横須賀労働基準監督署は労災を認定した、これは Amazon の配達業務の労働者を労基法上の労働者と事実上認めたことを意味する。

このように、働く人が労働者か、それとも自営業者かという問題は、日本ばかりでなく、世界的に大きな問題となっている。2024 年に EU はプラットフォーム労働者指令を出し、加盟国に法整備を命じた。また ILO は 2026 年 6 月に開催される総会で条約として整備する予定である。アスネットは世界的な動向とも合わせて、日本においてフリーランス・雇用類似の働き方に対して、労働者保護を推し進めるように活動する。

(追記)2026 年 5 月 15 日に、大阪高等裁判所は、大阪大学で働く非常勤講師を労働者でないとした地裁判決を取り消し、労働基準法上の労働者と認め、非常勤講師達に雇用の無期転換と約 1500 万円の支払を大阪大学に命じた。本来的に、大学の教育者が常勤であろうとも、非常勤であろうとも労働者でないとした地裁判決が異常であった。その点を糾し、正常化させた判決であった。このように、労働者性をめぐる議論は現在も争点となっている。

□労働相談を活発化させる

2025 年度労働相談に係る活動報告において、20 件を超える労働相談があったとの報告がされた。しかし、その相談の殆どは、士業・研究者・労働組合執行部経験者といった、いわゆる事務局メンバーの『生業』に由来、依存した経路によるものであった。

2026 年度以降は、事務局メンバーの生業や属性に依存するのではなく、ASU-NET のとしての①相談件数確保 ②労働相談体制の確立が求められている。

現在事務局にて検討している企画のポイントは以下 4 点である。

＝ASU-NET なんでも労働相談 『未来（あす）へのトビラ』＝

≪企画のポイント≫

- 1) 週 1 回の『定期開催』をめざす
- 2) 相談対応の基本スタンスは次のとおり。
 - ①相談内容に応じて、適切な連携機関を紹介する
 - ②法的側面の解決が困難なものについて、傾聴、心理的支援および現実的対処への支援をベースに相談者自らによる意思決定支援を行う〔カウンセリング型の支援〕
- 3) 組織としての企画広報体制及び連絡・報告体制を整備する
- 4) 効果的な広報・周知方法の検討と実施〔ホームページ、メールマガジン、事例掲載等〕

今後、事務局会議での集中的な討議により企画の具体化を図り、実現していく。

□「つどい」を継続発展させる

コロナ禍を経て、ここ 3 年間に対面とオンラインのハイブリッド型による「つどい」を計 3 度開催し、何れも 50 名に迫る参加者がありました。テーマも「フリーワーカー（プラットフォーム労働）」「スキマバイト（スポットワーク）」「公益通報者の権利」と注目を集める働き方・課題を取り上げてきました。

しかし、従来の「つどい」に比べて、参加者が広がっていないことが指摘されます。

今後の課題として、①「ブラック企業対策」など、青年向けの企画の検討 ②広報の手段と内容の検討 ③会員の参加を促すこと ④「つどい」を通じて新しい仲間をふやすことがあげられます。

会員の参加を促すという点では、会員アンケートの実施、事務局ニュースの発行、総会の活性化に取り組めます。

□ホームページを運動に役立てる

現在、物価高騰や実質賃金の低下、非正規雇用の固定化などにより、日本の労働環境は厳しさを増しています。社会全体で格差と貧困が加速度的に広がり、職場で理不尽な扱いを受けたり、生活苦に陥ったりしても声を上げられず、孤立を深める労働者が後を絶ちません。こうした厳しい社会情勢の中、私たち「働き方 ASU-NET」が果たすべき役割と責任は、これまで以上に大きくなっています。

先般実施したホームページの全面リニューアルは、単なる利便性の向上に留まらず、深刻化する労働問題や貧困問題に立ち向かい、社会を変えていくための「新たな運動の基盤」としての意味を持っています。

す。

①相談体制の強化

アクセスしやすくなった労働相談窓口を通じて、孤立しがちな労働者の SOS を初期段階でキャッチし、泣き寝入りを防いで迅速な権利回復・救済へと繋がります。

②情報の入手と運動の展開

検索性が向上したお役立ち情報や過去の膨大な資料を開放することで、労働者自身が自らの権利を学び、理不尽に立ち向かうための「知る力」を後押しします。

③連帯を生み出すイベントの提供

分かりやすくなったイベント情報を通じて、学習会や「つどい」への参加を促し、個人の悩みを社会的な運動へと結びつける「連帯の輪」を広げていきます。

また、今後も政府の動きに対する迅速な声明を掲載したり、AI を用いて過労死関連の過去の書籍をまとめる作業を行っていきます。さらに、今後は更新の頻度を高め、情報の集約をしやすいように、定期連載や常設テーマを設けて情報発信を継続的に行っていく工夫を検討しています。

この新たなホームページを「真の情報を届けるプラットフォーム」として最大限に活用し、目の前の労働相談に真摯に向き合うと同時に、構造的な貧困・格差の是正に向けた社会への啓発や政策提言をさらに力強く推し進めていきます。

□労働事件・労働組合運動への支援と、今後の取り組みについて

働き方 ASU-NET は、「働く側の視点」から労働者の権利と尊厳を守るため、これまでもヤマハ英語講師ユニオン、関西大学の不当解雇事件などの労働事件や労働組合運動への支援を続けてきました。

現在、私たちが重大な課題として受け止めているのが「公益通報・内部告発」に関わる問題です。2026 年 3 月の第 33 回つどい「公益通報の問題を働く側の視点から考える」では、現在も闘いが続く二つの深刻な事案が報告され、今後も公益通報者が孤立せず闘い抜けるよう、広範な連帯に協力していくことを確認しました。

今回のホームページのリニューアルをさらに推し進め、情報の集約と発信を継続的に行い、確認したい情報を確認しやすく、情報の入手がしやすいように、テーマを決めて常設のコーナーを作成することなども検討しています。

働き方 ASU-NET は、今後もこのような社会的な課題を「つどい」で取り上げ、支援と連帯の和を広げるように主にホームページを通じて発信し、問題を一人でも多くの方に知ってもらうよう運動と支援の輪を広げていきます。

□過労死防止学会での労働時間研究会の発表

2026 年 9 月 5 日（土）・6 日（日）、大分大学で開催される過労死防止学会第 12 回大会において、当研究会会員が中心となって「働き方改革で労働時間はどう変わったか」をテーマに発表を行う予定です。

ひきつづき、研究と実践の両面から研究会活動に取り組みます。

◇第2号議案 2026年度 予算案

※2026/6/2 提案版		[NPO法人働き方ASU-NET 2026年度 会計資料]
NPO法人働き方ASU-NET 2026年度予算案(2026年4月8日～2027年3月31日)		
【収入の部】	項目	備考
会費収入	200,000	
寄付	100,000	
つどい・収益	0	
普通預金利息	200	
収入合計	300,200	
【支出の部】	項目	備考
つどい・開催費用	50,000	講師謝礼・チラシ作成等
アィクル部屋・賃貸料	120,000	月10,000 × 12
電話代	78,000	月6,500 × 12
サーバー・HP管理費	15,000	HPの簡単な補修を含む
事務消耗品費	10,000	
郵送費	5,000	
雑費	5,000	
銀行手数料	14,000	振込手数料等
支出合計	297,000	
差引収支高	3,200	
前期末繰越残高	651,036	郵便局口座残高
今期差引収支額	3,200	上記金額
次期繰越額	654,236	

○第3号議案 役員改選案

NPO法人働き方 ASU-NET 2026度役員名簿（案） ※以下、敬称略

理事・監事

役職名	氏 名
代表理事	岩城 穰
代表理事	伊藤 大一
副代表理事	川西 玲子
理事	脇田 滋
理事	北出 茂
理事	高田 好章
監事	武田 裕司

幹事

役職名	氏 名
幹事	青木 克也
幹事	大口 耕吉郎
幹事	垣見 崇
幹事	川喜田 まり子
幹事	喜多 裕明
幹事	楠 晋一
幹事	坂倉 昇平
幹事	清水 亮宏
幹事	神谷 一郎
幹事	中西 基
幹事	中西 翔太郎
幹事	西川 翔大
幹事	松浦 章
幹事	森川 泰明

※幹事新任(2026年度): 無

◇事務局: 岩城穰、伊藤大一、川西玲子、脇田滋、北出茂、高田好章、青木克也、垣見崇、喜多裕明、坂倉昇平、神谷一郎、中西翔太郎、西川翔大、森川泰明、妹尾知則、小林由香

[資料] NPO法人働き方ASU-NET 役員名簿 (2025年度)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表理事	岩城 穰	理事	北出 茂
代表理事	伊藤 大一	理事	高田 好章
副代表理事	川西 玲子	監事	武田 裕司
理事	脇田 滋	—	—
幹事	大口 耕吉郎	幹事	喜多 裕明
幹事	楠 晋一	幹事	川喜田 まり子
幹事	坂倉 昇平	幹事	松浦 章
幹事	清水 亮宏	幹事	垣見 崇
幹事	神谷 一郎	幹事	脇山 美春
幹事	森川 泰明	幹事	西川 翔大
幹事	中西 基	幹事	青木 克也
幹事	中西 翔太郎	—	—

Activist *Support* *Union*

NPO法人働き方ASU-NET 第14回総会

- ・日 時 2026年6月26日(金) 18時30分から
- ・場 所 北大阪総合法律事務所 大阪市北区西天満5丁目16-3 西天満ファイブビル 4F
- ・ホームページ議案書掲載 URL : <https://hatarakikata.net/25535/> パスワード: asunet2026
- ・Zoom 情報接続情報:
 開始時間: 2026年 6 月 26 日 18:00 [役員会→総会]
<https://us06web.zoom.us/j/86383573441?pwd=o7SWxwz4fNVQety2XlOS6MT9v9kt1a.1>
 ミーティング ID : 863 8357 3441
 パスコード : 190373

NPO法人働き方ASU-NET 第14回総会議案

2026年6月26日:発行版 作成担当:事務局